

# 指定短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービス 運 営 規 程

## (事業の目的)

第1条 この規程は、介護老人保健施設 マオイの里（以下「施設」という）が行う指定短期入所療養介護サービス及び介護予防短期入所療養介護サービス（以下「指定短期入所療養介護サービス」という）事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、施設の医師、栄養士、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び介護支援専門員その他の職員（以下「従業者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 施設は、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行ない、療養生活の質の向上及び利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定短期入所療養介護サービスを提供するものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの密接な連携に努めるものとする。

## (施設の名称等)

第3条 指定短期入所療養介護サービスの提供を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 指定短期入所療養介護事業所 マオイの里
- (2) 所在地 夕張郡長沼町東5線北4番地

## (従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 施設に勤務する指定短期入所療養介護サービスの提供にあたる従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 医師 1名(常勤換算)以上
- (2) 管理栄養士 1名
- (3) 看護職員 8名(常勤換算)以上
- (4) 介護職員 20名(常勤換算)以上 (介護福祉士50%以上配置)
- (5) 理学療法士 2名(兼務) 作業療法士 1名(兼務)
- (6) 介護支援専門員 1名(兼務)

介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、看護・介護サービス等に基づき、他の従業者と協議の上、施設サービス計画を作成する。

- (7) 事務職員 必要数以上
- (8) 支援相談員 2名

利用者及びその家族の各種相談に応じるとともに、苦情を受け付け整理する。

(利用者の定員)

第5条 施設の指定短期入所療養介護サービスを提供する利用者の定員は、当該施設の定員数の範囲内とする。

(指定短期入所療養介護サービスの内容)

第6条 指定短期入所療養介護サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1) 療養上の管理
- (2) 看護
- (3) 医学的管理下の介護
- (4) 機能訓練その他必要な医療

(利用料等)

第7条 施設が、指定短期入所療養介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該老人保健施設サービスが法定代理受領サービスであるときは厚生労働大臣が定めた法定の額(1割、2割、3割)とする。

2 前項のほか、重要事項説明書に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

3 月の中途における入所又は退所については日割り計算とする。又、外泊、入院等により利用されなかった場合でも、居住費、特別な居室の提供に係る費用、出納管理料は徴収することとする。

4 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金又は銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとする。

#### (通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、長沼町、由仁町、栗山町、南幌町とする。

#### (施設の利用にあたっての留意事項)

第9条 指定短期入所療養介護サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、施設の運営規程の概要、指定短期入所療養介護サービス事業の従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容等について利用申込者の同意を得るものとする。

又、本書の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設を利用することができるものとする。

#### (非常災害対策)

第10条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練に努めるものとする。

2 管理者は、消防法施行細則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画に基づき、非常災害に備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

3 事業者は、非常災害時に長沼町消防署及び長沼町高齢者福祉課へ速やかに通報できる体制を確保し、地元地区自治体との協力・連携体制を図る。

最低でも3日間の避難を想定した災害備蓄の確保を行う。

(その他運営についての重要事項)

第11条 指定短期入所療養介護サービスを提供する施設は、従業者の資質に向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。

4 当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束・その他利用者の行動を制限する行為を行う場合は、利用者本人や家族に対して身体拘束の内容・目的・理由・拘束の時間・時間帯・期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るよう努める。仮に事前に身体拘束について施設としての考え方を利用者や家族に説明し理解を得ている場合であっても、実際に身体拘束を行う時点で必ず個別に説明を行うこととする。

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合についても、「緊急やむを得ない場合」に該当するかどうかを常に観察・再検討し、要件に該当しなくなった場合には直ちに解除することとする。緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録することとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

1 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

2 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

3 その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

付 則 この規程は、平成16年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から一部変更にて施行する。

この規程は、平成17年10月 1日から一部変更にて施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から一部変更にて施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から一部変更にて施行する。

この規程は、平成21年 4月 1日から一部変更にて施行する。

この規程は、平成22年 1月 1日から一部変更にて施行する。

この規定は、平成27年 8月 1日から一部変更にて施行する。

この規定は、平成28年 1月22日から一部変更にて施行する。

この規定は、平成28年 2月 1日から一部変更にて施行する。

この規定は、平成28年11月21日から一部変更して施行する。

この規定は、平成29年 3月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年 4月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年 5月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年 9月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年 9月10日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年10月16日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年11月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成30年11月16日から一部変更して施行する。

この規定は、平成31年 2月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成31年 3月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成31年 4月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、平成31年 4月 8日から一部変更して施行する。

この規定は、令和元年 6月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、令和元年 7月 3日から一部変更して施行する。

この規定は、令和元年 7月 22日から一部変更して施行する。

この規定は、令和元年 9月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、令和2年 1月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、令和2年 4月 1日から一部変更して施行する。

この規定は、令和2年 7月 1日から一部変更して施行する。  
この規定は、令和2年 9月 16日から一部変更して施行する。  
この規定は、令和3年 2月 1日から一部変更して施行する。  
この規定は、令和3年 4月 1日から一部変更して施行する。  
この規定は、令和3年 8月 1日から一部変更して施行する。  
この規定は、令和3年 10月 1日から一部変更して施行する。  
この規定は、令和4年 4月 1日から一部変更して施行する。